

隣保館における新型コロナウイルス感染予防のための対策

隣保館における事業の開催や貸館時における新型コロナウイルスの感染予防対策につきましては、下記の基本的事項を参考に適切な対応を実施していきます。

1. 施設管理者としての対策

- ①職員の健康管理
 - ・定期的な検温・体調確認を実施する。
 - ・発熱、息苦しさ、倦怠感や咳、喉の痛みがある場合は、医療機関や保健所等の受診を促すなど、職員の健康管理に努める。
- ②手洗い場に積極的に石けんを設置する。
- ③清掃、消毒作業中はゴム手袋を着用する。
- ④職員のマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいを行う。
- ⑤窓口等にビニールカーテンやアクリル板を設置するなど、飛沫感染予防に努める。
- ⑥相談業務について、プライバシーに配慮しつつも適切な相談スペースの確保
- ⑦換気、高頻度接触部位（テーブル、ドアノブ、手すり等）のふき取り消毒の実施
- ⑧現金、チラシ等の直接やり取りの禁止（トレイ使用、チラシの設置）
- ⑨ハンドドライヤーを使用停止する。

2. 事業主催者の対策（館事業の場合は指定管理者、貸館の場合は事業主催者）

- ①2時間に1回以上の換気を実施する。
- ②人の間隔は常に一定程度（できるだけ2m、最低1m）確保し、対面での会話や飲食を避ける。
- ③参加者の人数は50人以下とし、収容人数の50%以下の利用を目安とする。
- ④大声での発声や歌唱、不特定の参加者間での会話を避ける。
- ⑤全ての参加者の連絡先を把握する（氏名・連絡先）。
- ⑥県外からの利用を制限する。

3. 参加者について（主催者が参加者に確認する）

- ①マスクを着用する。
- ②当日に発熱および咳症状がない。発熱や感冒症状で受診や服薬等をしていない。
- ③濃厚接触者の経過観察期間に該当しない。
- ④過去14日以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がない。
- ⑤妊婦、65歳以上の高齢者および糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患およびその他免疫力が低下している方は、感染した場合の重症化リスクが高いため、より慎重な対応を求める。

4. 会場での対策

- ①会場の入出時において、手指消毒用アルコールによる手指消毒を実施する。
- ②参加者へ咳エチケットの励行、マスクの着用やこまめな手洗いをお願いする。
- ③多数の人が手で触れる場所・物品は必要最小限とする。
- ④貸館の場合、可能な範囲で利用者に触れた部分の消毒をお願いする。（貸館の度の部屋全体の消毒は困難であり、触れた部分は利用者しか分からぬいため。）
- ⑤感染防止のためのポスター掲示、リーフレット設置等を行う。

5. その他の対策

- ①事業等の参加者へ、上記の対策を事前にお知らせする。
- ②感染拡大状況によっては、事業や貸館等の急な中止や延期がある旨、事前にお知らせする。